

学修成果の評価について

2020. 4. 1

学則第9条、第10条、第11条の規程に基づき、学修成果の評価について次のように定める。

学力の評価は、本校のシラバスに記載した担当教員の評価方法により、学修成果を測定することにより行われる。

1 評定（成績評価の基準）

（1）評価について

各教科の学習の状況について、「美容師養成施設の教科課程の基準」「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」「美容師養成施設の指導要領について」に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価する。

○各教科の評定は、5段階で表し、5段階の表示は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とする。（60点以上が合格である。）

「秀」；「優」に比べ、目標を十分に達成し、優れた成果を修めていると判断できるもの

（100点～90点）

「優」；「良」に比べ、目標を十分に達成し、満足できると判断されるもの

（90点未満～80点）

「良」；目標を達成し、おおむね満足できると判断されるもの

（80点未満～70点）

「可」；「良」の域に達しないもの、また、追試験をすることにより、当該学年相応の程度に達したもの

（70点未満～60点）

「不可」；目標に達していないもの（60点未満）

評定に当たっては、試験、提出物、レポート、出席状況などから、学生がシラバスに掲載された当該授業でどの水準まで身につけたかを問う。教科に関する興味関心、思考、表現、知識、技能等々を評価し、出席状況も考慮し、各教科の学習の状況を総括的に評価するものである。

（2）定期試験

①定期試験は、毎学期実施する。

②学期末の定期試験は、60点以上をもって合格とする。但し、欠席者及び60点未満の者は、追試・再追試を受けるものとする。

③各教科の履修単位は、すべての定期試験に合格し、各教科が指定する出席時数を満たし

た者に与えられる。

④評定は、毎学期ごと試験結果個表を作成し配布する。

2 GPA制度の活用

本校は単位制ではないが、授業時数を単位に換算し、成績評価に単位数（時数）を加味したGPA制度を活用することによって、客観的な評価を行う。その場合の授業時数は、専修学校設置基準第19条により、講義・演習、実習共に30時間を1単位時間とする。

授業科目ごとの成績評価を、5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値（**Grade Point** : GP）を付与し、この単位あたりの平均（**Grade Point Average** : GPA）を出して、指導資料として活用する。

○本校の成績評価とGP

成績評価	GP	点数	備考
秀	4	100点～90点	
優	3	90点未満～80点	
良	2	80点未満～70点	
可	1	70点未満～60点	補講対象有り
不可	0	60点未満	補講・追試対象

○GPA (Grade Point Average)

各教科の成績評価のGP値にその教科の単位数をかけたものを合計し、総単位数で割ったものがGPAとなる。

$$\frac{4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}}{\text{履修科目の総単位数}}$$

○警告

警告は、学修成果と授業時数の2点で発する。

(1) 学年ごとに出したGPAが低い場合には、警告を出す。

(2) 学則「第9条（教育課程、標準授業時数及び成績評価）2. 教科課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。」「第10条（認定の基準）」に、「学則に定める授業時数に達しない学生は、保護者に連絡し、必要に応じて個別指導を行い、補講する。」と定められている。従って、出欠を学期ごとに確認し、欠席が多くなった時点で警告を出し、補講を実施する。

3 進級・卒業の認定基準

本校の認定基準は、学則第10条の規程に基づき、以下のように定める。

「第10条（認定の基準）

本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、学習評価の上認める。なお、成績評価及び進級・卒業の認定基準については別に定める。」

- (1) 出席授業時数は、学則別表の標準時数の10分の9以上でなければならない。但し、出席停止等の特別な事情を除き、欠課時数については補講によって補うことができる。
- (2) 学期毎の期末試験を全て合格しなければならない。
 - ①合格点は100点満点中60点以上とする。
 - ②不合格者は、追試・再追試を受けることができる。追試合格も60点以上とする。
- (3) 各授業の実習成果、履修状況が、その担当教師の判断で「良好」と許可されるものでなければならない